

沖縄県産業振興基金管理運営要領

平成元年3月7日
沖縄開発庁長官決定
平成10年12月25日改正
平成11年3月8日改正
平成13年1月6日改正
平成13年3月7日改正
平成15年7月22日改正

(運用の方法)

第1 沖縄県知事は、沖縄県産業振興基金（以下「基金」という。）に属する現金を次の方法により運用しなければならない。

- (1) 国債、地方債その他確実な有価証券の取得
- (2) 銀行その他の確実な金融機関への預金又は郵便貯金
- (3) 信託業務を営む銀行への信託
- (4) 歳計現金への繰り替え（確実な繰戻しの方法及び期間並びに適正な利率を定めている場合に限る。）

(処分の権限)

第2 沖縄県知事は、基金の全部又は一部を担保に供し、又は処分をしてはならない。

(運用益の処理)

第3 沖縄県知事は、毎年度、沖縄県産業振興基金造成費補助金交付要綱（平成元年3月7日沖縄開発庁長官決定。以下「要綱」という。）第3条に規定する産業振興基金の運用から生ずる収益（以下「産業振興基金運用益」という。）を要綱第2条に規定する基金対象事業に必要な経費に充当するものとし、要綱第3条に規定する北部振興基金の運用から生ずる収益（以下「北部振興基金運用益」という。）については、基金対象事業のうち8に必要な経費に充当するものとする。

- 2 当該年度において、産業振興基金運用益に残額が生じた場合には、これを翌年度に繰り越し、基金対象事業に必要な経費に充当し、又は産業振興基金に繰り入れるものとし、北部振興基金運用益に残額が生じた場合には、これを翌年度に繰り越し、基金対象事業のうち8に必要な経費に充当し、又は北部振興基金に繰り入れるものとする。

(計画の届出)

第4 沖縄県知事は、毎年度の開始前に、当該年度の基金の造成計画及び基金対象事業に係る収入・支出計画を作成し、別記様式第1により内閣総理大臣（以下「大臣」という。）に届け出なければならない。

2 沖縄県知事は、前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ別記様式第2により大臣に届け出なければならない。

(実績の報告)

第5 沖縄県知事は、基金対象事業の実績を毎年度終了後3ヵ月以内に別記様式第3により大臣に報告しなければならない。

(帳簿の保管)

第6 沖縄県知事は、基金及び基金対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該年度終了後5年間保管しなければならない。

(条例改正等の届出)

第7 沖縄県知事は、基金の設置、管理及び処分を定めた条例を改正したときは、速やかに大臣に届け出なければならない。その他基金に関し必要な事項を定めた条例、規則その他の規程を定め、又は改廃したときも同様とする。

(基金の管理の監督等)

第8 大臣は、基金の管理並びに産業振興基金運用益及び北部振興基金運用益の使用に関し、必要に応じ、指導監督を行い、また、関係書類の提出を求めることができる。

(申請書等の提出部数)

第9 この要領の規定に基づき沖縄県知事が大臣に承認申請、協議、報告又は届出を行う場合の書類の提出部数は2部（正本及び副本）とする。

(基金の廃止等)

第10 沖縄県知事は、基金を廃止しようとする場合においては、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。この場合において、沖縄県知事は、基金の残余財産のうち国庫補助金相当額を国庫に返還しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成元年3月7日から適用する。

2 昭和63年度及び平成元年度における第4第1項の規定の適用については、沖縄県産業

振興基金造成費補助金交付要綱第4条の規定に基づいて交付申請が行われ同要綱第5条の規定に基づいて交付決定を受けた場合においては、当該交付決定に係る交付申請書に添付された昭和63年度及び平成元年度の基金造成計画書及び基金対象事業に係る収入・支出計画書を第4第1項の規定によって届け出がなされたものとみなし、平成10年度及び平成11年度における第4第1項の規定の適用については、同要綱第4条の規定に基づいて交付申請が行われ同要綱第5条の規定に基づいて交付決定を受けた場合においては、当該交付決定に係る交付申請書に添付された平成10年度及び平成11年度の基金造成計画書及び基金対象事業に係る収入・支出計画書を第4第1項の規定によって届け出がなされたものとみなし、平成12年度及び平成13年度における第4第1項の規定の適用については、同要綱第4条の規定に基づいて交付申請が行われ同要綱第5条の規定に基づいて交付決定を受けた場合においては、当該交付決定に係る交付申請書に添付された平成12年度及び平成13年度の基金造成計画書及び基金対象事業に係る収入・支出計画書を第4第1項の規定によって届け出がなされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成元年3月7日から適用する。

附 則

この要領は、平成10年12月25日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年3月8日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年3月7日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年7月22日から適用する。